

2025 年 10 月 9 日

苫小牧市  
市 長 金 澤 俊 様

連合北海道胆振地域協議会  
会 長 日 西 和 広

連合北海道苫小牧地区連合  
会 長 南 部 谷 康 史

## 2026 年度の予算編成・行政運営に関する「要求と提言」

貴職におかれましては、地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

さて、北海道は、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、回復の兆しを見せつつも、介護や医療、農林漁業、建設、自動車運転手、観光など幅広い業種において、人手不足の状態が続いています。物価高騰にも直面し、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められています。

また近年は、多発・激甚化する自然災害により、防災・減災に関する様々な課題が明らかになり、感染対策を講じた上でのこれらの対応が急がれています。このような様々な課題を前に、地域で住民が安心して暮らし続けることができるよう、自治体行政の果たす役割は極めて重要となっています。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および 2026 年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

なお、今回の「要求と提言」(75 項目:うち※10 項目が新規項目)は、「自治体への実態調査」の結果も一部反映させて頂いており、特に国や道に対する働きかけの内容(★51 項目)は、すでに連合北海道として国や道に対する「要求と提言」として提出し、要請行動(国は 8 月 6～7 日、道は 10 月 16 日)も実施しています。各自治体と連携し、課題の解決をめざしていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 1. 道内の地域産業を支える良質な雇用創出と定着に向けて

### (1) 道内産業の人手不足解消への対策

- ① 65 歳以上の就労人口の割合が全国 44 位という道内の実態を踏まえ、高齢者の能力や体力に見合った働きがいのある雇用創出に向け就労支援体制を整備する。また、65 歳以降の再雇用労働者の労働条件決定にあっては、高年齢者雇用安定法の労働条件は生活の安定等を考慮する趣旨を十分に尊重し、不利益変更が生じない措置とするよう、「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」を周知する。

総務省「令和 4 年就業構造基本調査」及び「労働力調査」(2024 年)によれば、少子高齢化が進む道内において、高齢者(65 歳以上)の就業率(道内 65 歳以上就業者 39 万人/道内 65 歳以上人口 168 万人)が 23.4%となり、全国 44 位となった。道は 2027 年までに目標値 25%以上としていることから、今後、道内においても高齢者の就業率は増える見込みであるが、65 歳以降の高齢者の労働条件については、生活の安定や働けない等を考慮する趣旨を十分に尊重すべきである。

- ★② 「2024 年問題」に直面している産業(建設業、医師、自動車運転)の業務は道内の深刻な人材不足に伴い、労働環境の悪化が懸念されることから、労働者保護の強化とともに人材確保の施策を講じる。また、職場定着や新たな雇用の確保に向け、賃金・労働条件の向上に繋がる施策を講じるよう、国に対して働きかける。

昨年度においても、①医師については、他の職種との業務分担(タスクシフト/タスクシェア)など医療機関の勤務環境改善に向けた取り組み、②建設業、自動車運転者については、長時間労働の背景として短い工期の設定や荷物の積み下ろしの際の長時間の待機など取引慣行上の課題が挙げられることから、発注者や荷主といった取引関係者などの理解はもとより適正な工期設定に向けた取り組み、③建設業は、国民生活や経済活動を支える重要な産業であり、将来にわたって担い手を確保できるよう処遇改善や働き方改革への取り組み、④自動車運送業分野では、運転者不足への対応に向けた取り組みなどを推進することが国の施策として謳われてきたものの、解決の方向には至っておらず、むしろ課題が深刻化していることから、引き続き取り組みの強化が肝要である。

- ★③ 生産年齢人口が減少し多くの分野で人手不足が顕在化しており、人手の確保に向けて初任給をはじめとする賃金の引き上げが行われる中で、2023 年度の介護職員数は介護保険制度が始まって以来、初めて減少に転じている。加えて、介護に従事する労働者の賃金と全産業平均賃金との格差は依然として解消していない。公定価格である各種報酬の改定は、2027 年度となることから、具体的な処遇改善を行わなければ、他産業との格差が一段と広がり、介護現場の人手不足が加速することは明らかである。これを踏まえて、2027 年度の報酬改定を待たずに、独自の処遇改善施策を講じるなど、人材の確保や定着に繋げるよう、国や道に対して働きかける。

厚生労働省が2024年12月25日に発表した介護職員数の推移(令和5年分)では、2023年10月1日時点での各サービスの介護職員数は212.6万人と前年度に比べ2.8万人の減少となった。厚生労働省の推計によると、2024年度には約272万人の介護職員が必要であるという結果が出ているが、介護従事者の不足が顕著である。また、2025年3月24日に厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会で示された調査結果によると、2024年9月の介護報酬の処遇改善加算を取っている事業所で働く常勤の介護職員の給与は、平均338,200円で前年比13,960円上昇しているが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、2024年の全産業の平均給与と介護職員給与との差額が月額83,000円となっており、他産業の賃上げの影響により給与格差が前年の月額69,000円から14,000円拡大した。公定価格である介護報酬の改定は、2027年度となることから、次年度も継続的な賃上げが実現することを想定すれば、他産業との格差が一段と広がり介護現場の人手不足が加速することは明らかである。事業所単独の対応には限界があり、この現状を踏まえた取り組みを強化すべきである。

- ★④ 道内の多くの医療機関において経営が悪化している中、各地域で診療科毎に偏在のない医療人材を確保するため、2024年診療報酬改定に伴う人件費増加分を確実に医療従事者の処遇や勤務環境の改善分に充当させ、人材の定着を図る。なお、2024年診療報酬改定分で不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬改定や補助制度の創設など、対策を講じるよう国に働きかける。また、医療従事者の確保に向けて、看護師免許を所有しているものの、医療現場で就労していない潜在看護師が人手不足に拍車をかけている現状を踏まえ、道に対して医療従事者の復職支援を強化するよう働きかける。また、未経験者や異業種からの転職者を受け入れるリファラル採用(スタッフからの紹介)を活用する、オンライン採用で地域を超えて人材を確保するなど、新しい採用の形を取り入れる。

近年、道内の多くの医療機関において経営が悪化していることから、2024年診療報酬改定に伴う人件費増加分のほか、なお不足が生じる場合は、2026年の次期診療報酬改定を待たず、臨時的な診療報酬の改定や補助制度の創設による対策を講じるよう、市町村として道や国に働きかけるべきである。また、道は「北海道医療計画」の中で医療従事者に関する潜在有資格者の掘り起こし等について取り組むとしている。具体的には、北海道医療人材確保ポータルサイトの活用があるが具体的に成果が上がっているのか、また道内の各市町村はもとより民間との連携を通じた取り組みを行うなど、実効性のある取り組みとなっているのか確認が必要である。リファラル採用については、職場にあった人材が集まりやすい(スタッフが「この人なら」と思う相手を紹介)、定着率が高い(事前に職場の情報を知っているのでギャップが少ない)、採用コストを抑えられる(求人広告費や人材紹介費を削減)などのメリットがある。また、オンライン採用についても「休職者が応募しやすい環境が整い、採用の幅が広がることから、効果的な人員不足対策となり、それらについても推進していくべきである。

## (2) 外国人労働者の適正な雇用管理と道内における多文化共生に向けて

- ① 道内は全国を上回るスピードで人口減少と人手不足産業が進行している中、道内外国人労働者数の増加率は加速している。そのうち約半数の在留資格が「技能実習」であることを踏まえ、技能実習をはじめとする外国人労働者の労働条件や就業環境の適正化に向けた課題解決はもとより、地域における外国人の増加に対する不安解消とコミュニケーションの充実を図っていく必要がある。市町村は道と連携し、外国人材が地域社会の一員として受入れ・定着を支援するとともに、多文化共生に向けた環境体制を拡充する。

北海道労働局が2024年1月末に発表した「外国人雇用状況の届け出状況(2023年10月末時点)」によれば、道内の外国人労働者数は35,439人と前年比7,626人(27.4%増)となり、増加率が加速傾向にある。また、外国人を雇用する事業所は約7,000所(前年比734所、11.9%増)。国籍別ではベトナムが最も多く外国人労働者全体の32.6%となっている。産業別では「製造業」が最も多く全体に占める割合は27.2%。事業所規模別では、外国人を雇用する事業所は「30人未満」規模の事業所が最も多く、全体に占める割合は64.4%となっている。こういった状況のなか、道内で働く外国人労働者数の在留資格は全体の約半数が「技能実習」であることを踏まえて、技能実習による労働条件や就業環境の課題、そのほかの外国人労働者の課題解決はもとより、地域における外国人の増加に対する不安解消や、日本人住民と外国人住民が言語や文化、習慣等の壁を乗り越えて共に暮らしていくことができるよう、多文化共生に向けた環境体制をより一層拡充していくべきである。

- ※② 外国人労働者の受け入れ企業に対して、労働法令を遵守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等に交渉ができるよう、国や道と連携を図り、市町村として支援を強化する。

外国人が日本で働き生活するには、第二言語としての日本語の習得が不可欠である。特に、職場では、従業員や顧客等との円滑な意思疎通が労災防止や職場への定着につながる。そのため、業種の特性やニーズを把握した上で、日本語教室の提供や教材の作成等が求められると同時に、外国人労働者の適正な労働環境の確保や労働問題に的確に対応するためには、地域の労政事務所等の役割が期待されることから、国や道と連携を図り、市町村として支援を強化すべきである。

### (3) 公正で持続可能な労働条件の確保

- ★① 「労務費を含めた適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップなどを目的として「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえ、本指針の周知徹底を強化するとともに、発注者が主体的に労務費に係る価格協議の場を設けるよう、取引適正化に向けた取り組みをより一層強化するよう、道に対して働きかける。

「労務費を含めた適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップなどを目的として「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果(2024年12月公表)によれば、2024年5月末時点において本指針の認知度は、回答者全体の半数以上(51.2%)が「知らなかった」と回答するなど、認知されていないことが明らかとなった。また、労務費に係る価格協議を行わなかった割合は32.0%と高い。さらに、全ての受注者と定期的な協議の場を設けた発注者の割合は23.7%と少なく、受注者から協議を要請されれば応じるが、発注者自ら協議を呼び掛けることには消極的であることが判明したことから、取引適正化に向けた取り組みをより一層強化すべきである。

- ② 2025年10月4日より、北海道地方最低賃金が現行の時給1,010円から65円引き上がり、1,075円となる。「令和7年6月分賃金に係る最低賃金基礎調査」によれば、全労働者の約1.4%(未満率)が現行(1,010円)の最低賃金を下回っていることから、市町村広報誌などを活用して事業所に対し最低賃金額の周知徹底に努め、最低賃金法を遵守させる。

現行の最賃を下回っている労働者の割合を指す未満率が1.4%、改定後の最賃を下回ることになる労働者の割合を指す影響率が26.563%という結果になっている。最低賃金法の遵守させるための周知徹底は喫緊の課題である。

- ★③ 良質で安定的な正社員の雇用創出・確保を前提に、道による「非正規雇用労働者処遇改善」に関する 2024 プロジェクトでは、専門家による個別支援や個別相談などを活用した企業の取り組みを行ったものの、道内の非正規雇用労働者数は増加傾向にある。道による事業者支援をさらに強化し非正規雇用労働者の処遇改善を図るとともに、非正規雇用労働者の正規化を促進し安定した人材確保に努めるよう、道に対して働きかける。

道の非正規雇用労働者処遇改善に関するプロジェクトでは、専門家による個別支援や個別相談などを活用した企業の取り組みを行ったものの、道内の非正規雇用労働者数は 86 万人(前年比 1 万人増)と増加傾向にある。道は、昨年の意見交換の場において「非正規雇用労働者処遇改善支援事業については、令和 5 年 60 社で正規化数が 32 名となっている」と回答したが、全く不十分である。道による事業者支援をさらに強化し処遇改善を図るとともに、非正規雇用労働者の正規化を促進し、安定した人材確保に努めるよう、道に対して働きかけるべきである。

- ★④ 道内に 23 カ所ある児童養護施設(地域小規模児童養護施設 35 カ所)で働く児童指導員等の労働条件については、社会的養護を担う立場としてその責任に見合った処遇改善を図る。また、入所者である子どもの最善の利益のため、社会全体で子どもを育てる体制づくりを強化するとともに、ケアリーバー支援体制を確立するよう、道に対して働きかける。

道内にある複数の児童養護施設の求人票によれば、国による処遇改善分を含めて月給が大卒正社員で約 20 万円、契約社員で約 17 万円の低賃金である。契約社員の月給を時給換算すると 1,054 円であり、北海道最賃 1,010 円と 44 円しか変わらない低水準の賃金となる。民間給与動向を踏まえた処遇改善に取り組むのではなく、社会的養護を担う立場としてその責任に見合った処遇改善を図るべき。また、ケアリーバー(児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた方)の社会的孤立を防ぎ、支援者と繋がりが続けられる仕組みを構築するよう、道に対して働きかけるべきである。

- ⑤ 公務職場における特定の住民からの迷惑行為が多発している実態が明らかになっていることから、市町村においても多発する迷惑行為防止について、道の「ハードクレーム対応マニュアル」に基づく体制強化を確立する。

昨年の道の 1 次回答では「住民からの迷惑行為に対しては『ハードクレーム対応マニュアル』に基づき、組織的に対応している。住民による迷惑行為防止に関する啓発ポスターなどについては今後作成を検討する」旨の回答であった。道内市町村においても多発している迷惑行為防止については、道の「ハードクレーム対応マニュアル」に基づく体制強化を確立すること。

- ⑥ 道内市町村実態調査(回答は 135 市町村)によれば、会計年度任用職員の「病気休暇制度」は、52.6%が無給であることや、「子の看護休暇」も 57.8%が「無給」の実態にある。国の期間業務職員は、病気休暇が 10 日間の有給となっていることから、国を下回らないよう制度改正する。

会計年度任用職員の「病気休暇制度」の有給については、半々の割合で「有給」「無給」の回答があった。「子の看護休暇制度」の有給については、無給が約 6 割、有給が約 4 割と若干「有給」が少ない傾向にあったものの、両制度とも法律を上回って「有給」としている市町村が増加傾向にある。なお、国の期間業務職員は、2025 年 4 月から病気休暇が 10 日間の有給となっていることから、国を下回らないよう制度改正すべきである。

- ⑦ ILO 第 94 号条約型が定義する「公契約における労働条件に関する条約）」に基づき「労働条項(賃金条項型)」に盛り込むなど、国や地方自治体が民間企業・団体と契約締結する際、重層下請構造を解消し適正な価格転嫁を進める。

行政が、公契約条例による適正な委託費を民間企業・団体に支払うことを義務付けることにより、適正な賃金・労働条件が得られ、質の高い公共サービスに繋がるといった好循環となる。公契約条例による賃金等の労働条件改善の効果により、官製ワーキングプアをなくし、適正な競争で地域経済の活性化に繋げていくべきである。

- ★⑧ 仕事と治療(不妊治療含む)、育児・介護(子の看病や親の介護等)を両立できる就業環境の整備(病児看病のための在宅勤務等)に向けて、道内で先進的に取り組んでいる事業所には税負担を軽減するとともに、在宅勤務導入の法整備を行うなど必要な支援策を講じるよう、国と道に対して働きかける。

2025 年 4 月から段階的な施行となる育児・介護休業法等の改正法では、3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者のために事業主が選択して講じる柔軟な働き方を実現するための措置の 1 つとして、テレワークを位置付けるとともに、3 歳までの子を養育又は家族介護をする労働者に対して事業主が講じる措置(努力義務)としてテレワークが追加された。しかしながら、そもそも介護休業の取得率が 1.3%しかなく、介護休業の取得可能期間の最大通算 93 日がほぼ取得されていない現状にある。仕事と治療・病児看病・養育・家族介護の性質上、在宅であれば業務が遂行可能なケースにおいては、在宅勤務の導入が拡充されるよう、先進的に取り組む事業所に対しては一時的な助成金のみならず、一定期間における税負担の軽減措置等の政策減税についても国が率先して検討するよう働きかけるべきである。

- ※★⑨ 保育士の処遇改善加算の増額や対象事業範囲の見直し、保育士配置基準の見直しについて、引き続き市町村として国へ働きかける。また、処遇水準の高い都市部への保育士の流出が問題となっていることを踏まえ、道に対して自治体独自の処遇改善策が図られるよう支援を行うよう働きかける(国の保育士配置基準を上回る自治体独自の基準を設けるなどの措置)。さらに、地域が展開する保育サービスの担い手としてシニア人材の活用を図る。加えて、許可保育所の入園基準に満たない労働時間のために子供を保育所に預けられずに働く労働者が、労働時間を増やすことを希望した場合に、保育所入園に関するポイント指数を高くするなど(調整指数の加点調整)、子育てと仕事の両立を望む労働者に対するきめ細やかな支援を推進する。

休日保育を含めた保育環境の整備や保育の質の一層の向上を図るためには、何よりも保育人材の確保・定着が重要である。そのためには、保育士の処遇改善等加算の対象事業範囲の見直しと保育士配置基準の見直しが必要である。保育士の配置基準(※1)については、一部の年齢で見直しが図られることとなった(2024 年 4 月～)。3 歳児は、「20 人に 1 人」から「15 人に 1 人」へと、4 歳児・5 歳児は、「30 人に 1 人」から「25 人に 1 人」へと配置基準の見直しが図られたが、0 歳児から 2 歳児の配置基準については保育士不足の観点から見直しの対象に含まれなかった。一方、一部の自治体ではよりきめ細かな保育を実施するために国の基準を超える独自の配置基準を定めているが(※2)、保育サービスの地域間格差の解消及び保育の質の一層の向上に向けて、残る 0 歳児から 2 歳児に対する国の保育士の配置基準の見直しは急務である。また、近年、何かしらのアレルギーや発達障害を抱える園児、外国籍の園児が増加傾向にあることから、保育の現場に求められる対応はより多岐にわたる。質の高い保育を維持し、継続していくためには、国の配置基準を上回る保育士の配置や手当の増額などの処遇改善が何よりも必要であり、そのための助成等を国として検討することが求められる。

※ 1 保育士の配置基準:0 歳児 3 人に対し保育士 1 人、1～2 歳児 6 人に対し保育士 1 人、3 歳児 15 人に対し保育士 1 人、4・5 歳児 25 人に対し保育士 1 人

※ 2 自治体独自の保育士配置基準例

| 年齢   | 国基準  | 八王子市基準 | 横浜市基準 | 京都市基準 | 草加市  |
|------|------|--------|-------|-------|------|
| 0 歳児 | 3:1  | 3:1    | 3:1   | 3:1   | 3:1  |
| 1 歳児 | 6:1  | 5:1    | 4:1   | 5:1 * | 5:1  |
| 2 歳児 | 6:1  | 5:1    | 5:1   | 6:1   | 6:1  |
| 3 歳児 | 15:1 | 15:1   | 15:1  | 15:1  | 15:1 |
| 4 歳児 | 25:1 | 20:1   | 24:1  | 20:1  | 20:1 |
| 5 歳児 | 25:1 | 20:1   | 24:1  | 25:1  | 25:1 |

\* 京都市:1 歳 8 か月未満は 4:1 まで保育士を加配できるよう助成

※⑩ 学童保育(放課後児童クラブ)の職員(放課後児童指導員)の処遇改善を図るとともに、職員不足については、要件緩和ではなく資格取得支援によって人員を確保する。また、施設運営の第三者評価を積極的に実施し学童保育の質の向上に努める。さらに、児童が長期休暇中の昼食の提供促進や、保護者の就労状況に合わせて開所・閉所時間を保育所と同等程度になるよう柔軟化を図る。学童保育は、希望するすべての児童の安全確保及び生活の場を保障することとし、集団規模(国のガイドラインに沿って 40 人以下)を確保する。なお、小学校の敷地内(もしくは近隣)の設置を原則とするよう見直しを図る。加えて、民間学童クラブの学童保育費については補助支援を行う。

全国学童保育連絡協議会の調査では、週 20 時間以上勤務する放課後児童指導員(非常勤も含む)の約半数は「年収 150 万円未満」、約 6 割の職員が「ワーキングプア」と言われる「年収 200 万円未満」であることが明らかになっていることから、処遇改善が急務である。

小学校の放課後児童対策としては、切れ目のない子育て支援として、「小1の壁」への対応として学童保育の役割が重要となるものの、道内自治体によっては、学童保育の対象を小学 1 年生から小学 3 年生までに限定しているところもあることから、希望者全員が学童保育を利用できるとは限らず、いわゆる「小 4 の壁」の発生に繋がっている(対象者が小学校 3 年生までと限定されている自治体(HP 等で調査できた自治体の一部)は、深川市、南富良野町、小清水町、小平町、標津町、平取町の一部)。受け入れの対象児童は 2015 年以降、3 年生から 6 年生までに拡充されたものの、実態としては、施設や支援員確保の困難さなどから拡充できていない自治体もあることを踏まえ、職場からは「小4の壁」も深刻との声もあり、受入れ態勢の拡充やガイドラインに沿った改善が求められる。

また、保育園と比べて学童保育は運営時間が短いことや、夏休みなど学校休業日にあわせて保護者の働き方も変更せざるを得ない状況も発生していることから、児童が長期休暇中の昼食の提供促進や、保護者の就労状況に合わせて学童保育の開所時間が保育所と同等程度になるよう柔軟化を図るべきである。

#### (4) 季節・建設労働者の雇用確保

- ★① 北海道の積雪寒冷という気象条件から冬期の産業活動に著しい制約を受けて季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者は、建設業を中心に約3万2千人を数えている。季節労働者に対して冬期間の生活保障を確立するとともに、季節労働者の希望に沿ったうえで、季節労働者の技能・技術力を活かした通年雇用化に向けた支援体制を構築するよう、国や道に対して働きかける。

昨年の厚労省の1次回答では「特例一時金については、季節労働者に対する循環的な給付のため、一般被保険者との給付と負担のバランス等を考慮し、平成19年に給付水準の見直しを行ったところであるが、引き続き給付額が保険料額を大幅に超過している中、拡充については慎重な検討が必要と考える」との回答があった。季節労働者の通年雇用化を支援するため、通年雇用促進支援協議会が介護研修や障がい者移動介護従業者養成などの資格取得講習会を実施しているが、季節労働者の技能・技術力を活かした通年雇用化に向けた支援体制を拡充すべきである。

- ② 季節・建設労働者の処遇改善と雇用の安定、建設業者の経営安定化を図るため、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国交省2017年発表）や「労務費の適正な価格のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会2023年発表）を踏まえ、道内各自治体における公共工事の工期設定・施工時期の平準化、労務費の適正な価格転嫁に向けた取り組みを行う。

「労務費を含めた適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップなどを目的として「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果(2024年12月公表)によれば、2024年5月末時点において本指針の認知度は、回答者全体の半数以上(51.2%)が「知らなかった」と回答するなど、認知されていないことが明らかとなった。また、労務費に係る価格協議を行わなかった割合は32.0%と高い。さらに、全ての受注者と定期的な協議の場を設けた発注者の割合は23.7%と少なく、受注者から協議を要請されれば応じるが、発注者自ら協議を呼び掛けることには消極的であることから積極的な取り組みを支援すべきである。

- ③ 道の「季節労働者対策に関する取組方針(第7次)」(2024～2027年度)に基づく通年雇用化の目標設定にあたっては、各地域の通年雇用促進協議会の意見交流の場を設定し課題整理を図るとともに、季節労働者の技能・技術力を活かした通年雇用化に向けた支援体制を構築する。

地域の通年雇用促進協議会と連携し、季節労働者の希望に沿った業種・職種等を踏まえて、通年雇用化による雇用の安定に向けた取り組みが必要である。

#### (5) 労働者の健康、安全の確保

- ★ 病気になっても働き続けられる職場づくりの一環として、治療と仕事の両立の障壁となるがん治療後のアピアランスをケアする購入費助成事業（がん患者ウィッグ等購入費）を推進する。また、本事業を通じて助成金の支給のみならず、がん患者が各市町村の保健師との繋がりを持つ機会を創出し、アピアランス以外の不安解消にも努める。更に、当事者の精神的ケア(患者同士の交流会等)に資する施策として、道が道内市町村に対し予算措置を講じるよう、道に対して働きかける。

昨年道の1次回答では、「がん診療連携拠点病院等に設置されている相談支援センターによる相談支援や患者同士が療養や生活について相談する患者サロンの開催などのほか、拠点病院とハローワークが連携した就労支援など支援体制の整備を図っている」と回答しているものの、広域な道内においては本支援センターが自宅から通える距離に存在しないことのほうが多いのが現状である。誰もがサポートを受けることのできる広域連携による支援センターの体制整備を拡充するよう、道に対して働きかけるべきである。

## 2. 持続可能な地域産業の振興及び観光の推進

### (1) 道内の地域産業の振興

- ① 北海道の農業産出額は、全国の14.1%となり、全国1位のシェア率をしめたものの、道内農業を取り巻く現状は、飼料や肥料が半数近くを輸入に依存し、燃油や飼料、肥料の価格高騰の影響緩和への対応が急務となる。農業経営の安定化に向けた電化によるスマート農業や農業支援サービスなど講ずべき対応を検討するとともに、持続可能な農業・農村づくりの推進に向けて地域資源を活用した雇用機会の確保を図る。

道は、昨年の指摘回答において「①令和4年度に措置した「化学肥料購入支援給付事業」では、化学肥料の低減を要件にはしていない。また、令和5年度に措置した「肥料価格高騰緊急対策事業」においては、化学肥料の低減に取り組む意向がある、全ての個人経営の農家も含めた農業経営者を支援した（量は問わない）。②「化学肥料購入支援給付事業」における支援金額は、1,998,993,645円、「肥料価格高騰緊急対策事業」における支援金額は、1,875,109,375円である」と回答した。しかし、令和6年度以降の物価高緊急経済対策では肥料についての具体的な措置がなされていない。農業経営の安定化に向け、電化によるスマート農業技術の活用が不可欠である。農業における人手不足や生産性向上等の課題に対応するためには、スマート農業を推進していく必要があるものの、機械は高額で導入のハードルが高いことから農業支援サービスの重要性が増している。個人経営の農家も含む全ての農業経営の安定化に向けて、スマート農業の普及に伴う設備投資費用の助成率の引き上げをはじめ、補助金申請手続きの簡素化、農業支援サービスなど拡充すべきである。

- ★② 北海道の雄大な自然などの観光資源に加え、第一次産業の文化資源や地域産業も有する各市町村の地域特性や資源を活かし、まちづくり・観光資源、コミュニティの拠点として地域の財産となる歴史的建造物等を調査し、指定文化財の登録を検討するとともに経済波及の向上を図るよう、道に対して働きかける。

昨年の道からの指摘回答では、「地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げによる観光地づくりへの支援金の2023年度の実績は、負担金額 約1億5,683万円で実施事業数59事業」としたものの、地域の財産となる歴史的建造物等の調査や、道の文化財の発掘調査員の派遣については「本事業の対象ではない」旨の回答であった。地域の魅力を生かした観光づくり推進事業に基づく地域の観光資源の掘り起こしについては、歴史的建造物や指定文化財の発掘も含まれると考えられることから、本事業において道の文化財となり得る地域資源・観光資源の発掘調査員の派遣の拡充を図るべきである。

## (2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

2024 年 6 月から、森林保全を目的とする新税「森林環境税」（1 年間千円を個人住民税に上乗せ）の徴収が始まり、税収は「森林環境譲与税」として自治体に全額配分され林業の担い手の確保や公共施設の木造化、森林所有者から受託を受けた市町村等が森林所有者の代わりに行う森林経営などに充てられる。自治体へは、私有の人工林面積や林業就業者数、人口に応じて配分されるものの、全市区町村へ配分された額のうち約 4 割の市区町村（全国 173 市区町村）は全額を基金に積み立てて翌年度に繰り越しされていることを踏まえ、本来の目的に照らして使われるよう、道内の市町村による「森林環境譲与税」の活用を進める。

「森林環境譲与税」は都市部に多く配分される現行基準から山間地への配分を手厚くする措置として、2024 年度税制改正大綱にて森林面積配分が 0.5%引き上げられたものの、東京都のように森林が少ない自治体（北海道の森林面積は東京都の 70 倍）でも人口が多ければ一定の金額が配分される（東京都の譲与金額は北海道の 0.5 倍）。森林環境譲与税の使途が目的に沿った効果的な活用となっているかを適時適切に判断し、地方自治体が実施する森林整備等に活かされた配分へと譲与基準策定の見直しを行うべきである。

## (3) 地域における観光の推進

- ① 持続可能な観光地づくりとなり得るサステナブルツーリズムの推進に向け、地域の消費単価や域内調達率の向上といった経済的観点に加え、観光資源の維持や地域住民への配慮、SDGs、カーボンニュートラル・カーボンオフセットの推進を図る。

道内の主要産業でもある観光業の地域経済への波及効果は、主に「観光客数」、「消費単価」、「域内調達率」の 3 要素により決定される。そのなかで「観光客数」は回復傾向にあるものの、「消費単価」と「域内調達率」の拡大は限定的である。より強固な観光業の経済基盤を構築すべく、「観光客数」の更なる増加のみならず、「消費単価」、「域内調達率」の拡大にも戦略的に取り組む必要がある。加えて、観光地・資源を維持し、国際的な社会責任を果たしていくために求められる SDGs、カーボンニュートラル、カーボンオフセットの実現に向けた取り組みを進めていくべきである。

- ★② 道が導入を目指す「宿泊税」については税収の使途を具体化すると同時に、オーバーツーリズムが深刻化する一部地域などに重点配分すれば他地域との調整が難しいことから道が主体的に調整すること。加えて、各自治体の事務作業の繁雑化などが懸念されることから必要な措置を講じるよう、道に対して働きかける。

昨年の道からの 1 次回答によれば「徴収事務については、市町村宿泊税がある場合は市町村に対し徴収取扱費を交付し、道税とまとめて市町村に納付をすることを検討しているほか、徴収の現場で混乱が生じないよう周知や広報に積極的に取り組む考えであり、制度の詳細な部分については引き続き事業者の皆様のご意見も伺いながら、市町村と連携のもと検討を深めたい」との回答であったものの、人手不足が顕著化している道内の小規模自治体における本事務作業への対策は必至である。また、道が 2026 年 4 月の導入を目指す「宿泊税」の使途の具体策をはじめ、オーバーツーリズム（観光公害）が深刻化する一部地域などに重点配分すれば他地域の不満も高まる可能性があることから、税収の使途の配分については道の調整力が問われることから必要な措置を講じるべきである。

- ★③ 「中心市街地活性化基本計画」事業を継続し、道内市町村の人口減対策や経済活力の向上、公共交通の利便性向上、新規出店などまちづくりの推進に向けた取り組みを強化するよう、国に対して働きかける。

昨年度の内閣府からの1次回答によれば「中心市街地活性化基本計画については、市町村が商工会議所等で構成される協議会と連携して作成し、国の認定を受けたものに対して関係府省庁が重点的に支援し経済活力の向上や公共機関の利便性増進を推進しているところ」とした上で、「今後とも地域の抱える課題や問題意識に応じて効果的な取り組みが推進されるよう、制度・支援策の運用の改善を図っていく所存」と回答した。一方、道の回答では「内閣府から基本計画が認定され、市町村から認定基本計画の写しの送付があった際には、適切に助言を行う」との回答にとどまっている。第48次の本計画は13計画(2024年度認定団体)や、この間認定された156団体(累計296計画)は、人口比率の高い都市部に集中しており、過疎地となる町村は認定されていない現状にある。公共機関の利便性増進や地域の経済活力の向上は、今後更なる社会減が見込まれる過疎地ほど地域の抱える課題が多いことから、町村に対しても支援が行き届くよう運用の改善を国に働きかけるべきである。

### 3. 道民の生活を支える地域公共交通の確保

#### (1) 地域公共交通の維持・活性化

- ① 道内の複数の市町村と交通事業者が連携し、廃止や減便などがなくバス乗務員の確保をはじめとした持続可能な地域公共交通の維持・活性化に向けた広域的な「地域公共交通計画」の施策を講じる。

2025年2月時点で、道内14地域で広域的な地域公共交通計画を策定し、14地域で広域な地域公共交通活性化協議会を設立している。道内における地域公共交通を取り巻く社会情勢は、通院・通学などで市町村を越えた住民の移動ニーズを踏まえて、複数の市町村と交通事業者が連携し、広域的な「地域公共交通計画」の施策を講じつつ、持続可能な地域公共交通の維持・活性化に努めるべきである。

- ② 道内の複数の市町村では、地元企業との連携による地域公共デマンドバスの運行や、高齢者のための通院等の移動を確保するライドシェアの運行、近隣の総合病院のワゴン車を活用した公共ライドシェアの実証運行などの取り組みが行われている。「リ・デザイン」や「共創・MaaS実証プロジェクト」の取り組みのほか、実証結果を精査し、地域交通の維持・活性に向けた取り組みを強化する。

国土交通省では、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への「リ・デザイン」を推進し、その取り組みの1つとして、地域の多様な関係者の連携・協働による地域交通の維持・活性化を図る事業を支援する「共創・MaaS実証プロジェクト」を実施している。また、北海道内におけるAIオンデマンド交通を導入する実証事業については、「共創・MaaS実証プロジェクト」において令和5年度4件・令和6年度14件の事業を採択し、支援を行っている。これらの実証事業が、地域交通として通院・買い物・通学などで市町村を越えた住民の移動ニーズに応え、維持していくことが重要であり、地域交通の維持・活性に向けた取り組みを強化すべきである。

※MaaSとは、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービスをいう。

- ★③ 国が進めるライドシェアの検討については、業務委託など曖昧な雇用での契約を禁止し、タクシー会社等とドライバーは直接雇用とするとともに、乗客の安全・安心の確保を大前提とするよう、国に対して働きかける。

政府は2023年12月20日、第3回デジタル行財政改革会議において「デジタル行財政改革中間とりまとめ」を決定し、「タクシー事業で不足している移動の足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かしたライドシェアにより補う」とした。具体的には、タクシー事業者の運行管理のもとで新たな仕組みを創設し、タクシー車両が不足する地域・時間帯に限り、アプリ配車とタクシー運賃収受が可能な運送サービスを2024年4月から開始した。なお、この仕組みは、国土交通大臣の許可（道路運送法第78条第3号）にもとづいて創設しているが、タクシー事業と同様に公共交通で保障されている利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両の管理責任などが十分に担保されるのか、重大な関心を持って見極める必要がある。特に、ドライバーの働き方については、「安全の確保を前提に、雇用契約に限らずに検討を進める」としているが、労働者でなければ労働関係法令が適用されず、結果的にドライバーが劣悪な環境での就労を強いられる懸念が拭えない。加えて、運行管理者に対して道路運送法等による健康診断などの健康管理や、副業・兼業を含めた過重労働の防止などの取り組みが課せられないとすれば、事故などによって利用者や歩行者などの安全を脅かすことにもなりかねない。そうした懸念が多い働き方を広げることは容認できないことから、市町村は、国への働きかけのみならず、今後においても業務委託などの曖昧な雇用での契約を禁止し、タクシー会社とドライバーの直接雇用でもって乗客の安全・安心の確保に努めるべきである。

- ★④ 国交省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」では、生活交通の存続が危機に瀕している地域において路線維持のため国から1/2（道からも1/2）の補助金が交付されているものの、生産性の向上（利用者数と運行便数による収支率）が補助金の算出に影響することから、人口減少とともに利用者数の減少を踏まえた補助金の見直しを行う。加えて、全国21ブロック単価という考え方ではなくバス事業所が自社でかかる経費に対して助成するよう、国や道に対して働きかける。

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な手段が提供され、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とした、国交省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく補助金は、路線維持のため国から1/2（道からも1/2）の補助金が交付されているものの、生産性の向上（利用者数（輸送量1回5日以上・15人以上/日）と運行便数（1日3回以上の運行）による収支率）が補助要件に影響することから、人口減少とともに利用者数の減少を踏まえた補助金の見直しを行うべきである。

加えて、本制度は全国21ブロックに分けてその単位で平均的な単価を捉えていることから、他の都府県に比べ社会減が深刻化している道内においてはバス事業者が車両にかかる経費も高額であるといった地域事情も踏まえ、全国21ブロック単価の算出ではなく、事業所でかかる経費に対する補助金制度に改正するよう、国や道に働きかけるべきである。

- ※★⑤ バス運転手確保に向け、処遇改善等につながる北海道独自の補助金の枠組みを検討するよう、道に対して働きかける。

全国的な運転手不足による路線バス減便の影響は、札幌市内でも顕著に現れている。札幌地区連合と北海道交運労協バス部会に結集する加盟組合4組合は、持続可能なバス路線維持に向けて、ひとつの労組・会社の課題ではなく札幌全体での共通した課題として職場で直面している慢性的な人員不足への対策が喫緊の課題と考え、昨年9月札幌市に対し連名による要請を実施し、その結果、札幌市本年度予算において、待遇改善分の人件費補助や労働環境改善への取り組みなど、運転手確保へ向け行政が後押しできる施策の具体化につながった。運転手や整備士の処遇改善を道がリーダーシップをとり、全道域で改善を図るよう、道に対して働きかけるべきである。

※★⑥ 北海道新幹線の札幌開業時期について、国の有識者会議は 2025 年 3 月に「2038 年度末頃」とする検討結果を取りまとめ国土交通大臣へ報告した。しかし、工事が難航しており新たな開業時期は現時点不透明である。このことは、開業にむけた準備・スケジュールの変更、J R 北海道の経営計画の見直し、北海道全体の経済的影響が懸念されるため、早期開業と早期明示を行うよう、国と道に働きかける。

また、J R 北海道に対する国からの支援は 2030 年度末で期限切れをむかえるため、経営支援の根拠となる「国鉄清算事業団債務等処理法」の延長を行うよう、国と道に対して働きかける。

北海道新幹線札幌開業時期をめぐるのは、2024 年 5 月に「2030 年度末開業断念」が国土交通省から示され、2025 年 3 月の北海道新幹線・新函館北斗～札幌の整備に関する有識者会議において「開業時期が 2038 年度末頃となる見込み」とする検討結果を取りまとめ国土交通大臣へ報告した。しかし、「掘削の難航が続くトンネルについて、未掘削区間の地質の全容把握には至っていないことなど、現時点の開業見通しには相当程度の不確実性が残るため、渡島、羊蹄、札幌トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、高架橋等の工事状況や設備工事の更なる工程短縮策の実施可否等を見極めた上で、改めて全体工程を精査し、開業時期を定めることが適切」としており、新たな開業時期は現時点不透明である。このことは、札幌開業にむけた準備・スケジュールの見直し・変更、J R 北海道の経営計画の見直し、北海道全体の経済的影響も懸念されるため、1 日も早い開業と 1 日も早い開業時期の明示を行うよう、国と道に働きかけること。

また、J R 北海道は 2030 年度の新幹線開業を機に経営自立する経営計画となっているが、「国鉄清算事業団債務等処理法」にもとづく国からの支援も 2030 年度までとなっている。今回示された開業延期は、J R 北海道の経営自立時期の延期と同義で引き続き支援が必要であるため、経営支援の根拠となる「国鉄清算事業団債務等処理法」の延長を行うよう、国と道に働きかけること。

## (2) 交通インフラの整備

★ 住み慣れた地域で誰もが安心して生活ができるよう、買い物や通院には地域公共交通の維持が欠かせないことから、店舗（スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター・コンビニ等）や移動販売サービスの開設・運営への支援や公共交通事業者に対する支援の拡充、自治体が運営し委託するデマンド型交通の助成を行うなど道として必要な対策を講じるよう、働きかける。

農水省は、スーパーやコンビニなどの店舗まで 500m 以上かつ自動車利用困難な 65 歳以上高齢者を指す「アクセス困難人口」が、全国に 904 万人以上(全国の 65 歳以上の人口の 25.6%)と推計した(2020 年時点)。とりわけ都道府県別では、離島の多い長崎県(41.0%)に次いで北海道(37.1%)は、全国で 2 番目に困難人口が高い割合にある。暮らしを支える生活サービス提供機能のうち、特に買い物や公共交通の利便性が重視されるものの、近年、バスやタクシー運転手の人手不足が深刻化し、今後、人口減少が進むなかで地域公共交通の維持がさらに困難となることが想定される。このような現状を背景として、国が店舗（スーパーやコンビニ）や移動販売サービスの開設・運営への支援や公共交通事業者に対する支援の拡充、自治体が運営し委託するデマンド型交通(予約型小型バス)・コミュニティバスの助成などを行うことが肝要である。店舗開業やデマンド交通の支援としては、市内にスーパーが存在しない自治体において、自治体がスーパーを誘致し、自治体が補助して店舗賃料を低廉な価格とした事例や、道内自治体がデマンド交通の発着時間や乗降場所や運賃を決定し、タクシー会社等へ委託するなどの事例も多数ある。道内の社会減の深刻化を踏まえたうえで、道として国と連携し支援の対策を講じるよう、働きかけるべきである。

## 4. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

### (1) 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の普及・促進

- ★① 道内の再エネ発電量は、風力や太陽光が拡大し、政府が掲げる 2030 年度の導入割合は達したものの、風力をはじめとした再エネ拡大に伴い、安全面、防災面、計画や環境への影響に関する懸念など、地域との共生上の課題が顕著化してきている。再エネ立地については、一定規模の発電事業を行う事業者が地域住民への説明会を開催することを義務付けているが、一事業者が開催する説明会をもって、一事業所が、事業実施場所のある自治体や地域住民との合意が図られるとは限らない。道・国に対して、責任をもって、地域住民への丁寧な説明・同意に向けた体制づくりに関与する。

2024 年 4 月に施行された改正再エネ特措法では、一定規模以上の発電事業を行う事業者に対し、FIT(電力会社による固定価格での買取制度)や FIP(FIT のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場に売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せし再エネ導入を促進する制度)認定の申請に先立ち、地域住民への説明会を開催することを義務づけている。また、説明会の対象となる住民については、事業所実施場所からの距離が一定圏内に居住する者に加え、事業実施場所のある自治体に対し、追加すべき住民がいないか事前相談を行うことを求めている。しかしながら、一事業者が地域住民への説明会を開催したからといって、合意が得られるとは限らないことを踏まえて、道・国に対して責任をもって、地域住民への丁寧な説明・合意に向けた体制づくりに関与していくべきである。

- ★② 家畜排せつ物のメタン発酵によるバイオガスエネルギー利用は、地産地消の向上が図れるものの、原料搬入や設備投資、維持管理などからコストが割高であること、供給量の確保などの課題があることから、民間企業の参入が厳しい状況にある。酪農家が多い北海道であるからこそ、国・道に対して、バイオガスエネルギーの促進に向けた各種助成金等の対策を拡充するよう働きかける。

道は、昨年意見交換の場において「バイオマスエネルギーの促進に向けた助成制度の拡充に向けた課題があることから、道(ゼロカーボン産業課)としてそれに対する回答をする」旨の答弁があったものの、全く回答がなかったことから再度要求することとした。市町村は、国や道に対して働きかけること。

- ★③ 以下 3 点について、国と道に対して働きかける。

- ・道民の生活に欠くことが出来ない「電力の安定供給」の確保に向け、電力の安定化に寄与する対策について、財政的な支援を講じる。
- ・再エネ賦課金の多くが海外へ流出している現状を踏まえ、今後の日本の経済安全保障の観点から太陽光パネル、風力ブレード等、再生可能エネルギー設備全般の国産化に向けた支援を講じる。
- ・ヒートポンプ(再生可能エネルギー・太陽を起源とする熱利用技術)で利用する空気熱の利用については、再生可能エネルギーであることに加え、省エネルギーに大きく寄与することから、2050 カーボンニュートラルに向け、一般家庭などへ高効率機器の導入拡大について国に働きかけるのみならず、道としての補助金等の更なる充実を図る。

再生可能エネルギーの拡大に向け、道民の生活に欠くことが出来ない「電力の安定供給」の確保に向け、電力の安定化に寄与する対策について、財政的な支援も含めて求める。また、再エネ賦課金の多くが海外へ流出している現状を踏まえ、今後の日本の経済安全保障の観点から太陽光パネル、風力ブレード等、再生可能エネルギー設備全般の国産化に向けた支援を求める。更に、ヒートポンプ(再生可能エネルギー・太陽を起源とする熱利用技術)で利用する空気熱の利用については、再生可能エネルギーであることに加え、省エネルギーに大きく寄与することから、2050 カーボンニュートラルに向け、一般家庭などへ高効率機器の導入拡大について国に働きかけるのみならず、道に対して、補助金等の更なる充実を図るよう、働きかけるべきである。

## 5. 持続可能な社会保障制度の構築

### (1) 充実した社会保障制度の確立

- ★① 人口減少社会において、医療施設の数減少も不可避となる。特に高齢者の多い地方の過疎地では深刻な問題となることから、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療のシステム導入など、人口減少を見据えた医療体制を整備するよう、国と道に対して働きかける。

厚労省が2024年10月に公表した「国民医療費の概況」によれば、道内の人口1人当たりの国民医療費は43万2,600円と全国より約6万円高く、道内の高齢化率(33.1%)も全国平均(29.4%)より上回っている。道内の人口1人当たりの国民医療費は43万2,600円と全国より約6万円高く、道内の高齢化率(33.1%)も全国平均(29.4%)より上回っている。道内人口の高齢化をはじめ、医療の高度化や新型コロナウイルス感染拡大に伴う前年度の受診控えの影響が、医療費増の要因と考えられる。2030年以降、北海道の将来推計人口は500万人を切るが見込まれる。加えて、道内の一般診療所数(可周知面積100km<sup>2</sup>当たり)は全国で最も低く、一般病院常勤医師数(100病床当たり)は全国46位と下から2番目である。その上、特に北海道のような広大な地域では、厚労省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療を普及させ、へき地や高齢者にとって通勤負担の軽減を図るよう、国と道に対して働きかけるべきである。

- ② 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向け、利用時間の上限や人材確保など制度の検討を進める上で、受け皿の確保や保育現場の負担軽減を含めた改善を図る。

「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的とした「こども誰でも通園制度」は、2025年度の制度化、および2026年度からの本格実施に向け、試行的事業の状況等も踏まえて制度の検討が進められているものの、近隣の保育所等での受け皿が少なければ、予約待ち、キャンセル待ちが増え、利用しにくい制度となり得ることが懸念される。制度の検討を進める上で、受け皿の確保や保育現場の負担軽減を含めた改善を図るべきである。

- ★③ 2024 年 8 月 29 日、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」と題した文書を都道府県等に通知を発出した。どのような事情があっても、児童生徒が不登校等により、学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど将来の選択の芽をつぶさないよう、ICT 教育等を含め不登校対策に向けた環境整備を拡充し、不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テスト等が受けられ成績に反映できるような体制を図るよう、道に対して働きかける。

文科省は、児童生徒の問題行動や不登校などの実態を調査した「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」を 2024 年 10 月 31 日に公開し、病気や経済的理由を除き、心理・社会的な要因などで小中学校に年 30 日以上登校しない不登校児童生徒数は過去最多の 34 万 6,482 人となった(前年度から 15.9%増)。不登校児童生徒数の増加は 11 年連続となる。

北教組は、「学習指導要領」改訂ごとに学習内容や標準授業時数が増加し、1 時間あたりにすすめなければならない教科書ページ数が増え、学習スピードが速くなっていることや、「全国学力・学習状況調査」を中心とした競争的な環境などが子どもたちに負担をかけており、不登校と相関関係にあると考えている。したがって、現在使われている「2017 学習指導要領」(1 週間あたり 29～30 コマ)ではなく、「1998 学習指導要領」(1 週間あたり 26～27 コマ)に戻すことが肝要である。加えて、文科省が 2024 年 8 月 29 日に通知した「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」には、「児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要」「既存の学校教育になじめない児童の生徒については(中略)なじめない要因の解消に努める必要がある」と明記されているものの、その実現のためには「楽しい学校」「わかる授業」とすることが重要である。また、当該通知では、取組例として自宅など学校外での学習や受けた定期テスト等を成績に反映したことが紹介されているが、道内市町村の実態調査では、学校外で定期テストを受けることができる市町村は 179 市町村のうち 2 市町のみであった。教育支援センターやフリースクールと繋がることができていない児童生徒も多いため、児童生徒および保護者を孤立させない取組や ICT を含めた環境整備を拡充し、不登校児童生徒が安心して学べる体制づくりを早急に進めるよう、道に対して働きかけるべきである。

- ④ 介護保険制度の安定性・持続可能性を確保し、すべての世代にとって安心できる制度の構築に向け、認知症や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、誰もが住み慣れた地域で質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。また、各自治体が策定した「第 9 期介護保険事業(支援)計画」を実行するにあたり、各自治体は次期の介護保険料に伴う地方財政への負担軽減に向けて、高齢者の健康増進の取り組みを強化する。

「第 9 期介護保険事業(支援)計画」は 2024 年度から 2026 年度までの 3 年間を対象とした介護保険制度の運営方針を示すものであり、自治体が策定する地域密着型の計画である。計画実行にあたり、自治体は次期の介護保険料に伴う地方財政への負担軽減に向けて、高齢者の健康増進の取り組みを強化するよう、道として介護予防の支援を拡充すべきである。

- ★⑤ 道内の訪問介護事業所数は道内全体で減少傾向にあり、特に小規模事業者が支える地方部の市町村で著しく減少している。必要な訪問介護サービスが受けられない「介護難民」が地方で増加することとなれば、地域包括ケアシステムの深化・推進に逆行する恐れがある。高齢者在宅ケアを支える訪問介護の基本報酬が減額され、道内事業所が経営難に陥り、札幌・旭川等の都市部以外では事業所が減少している事態を招いていることから、基本報酬の見直しを図るよう国に働きかける。また、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合においても、安全確保・離職防止のため、国の地域医療介護総合確保基金を財源として加算相当額の補助や、セキュリティシステム導入に必要な機器購入費を補助対象とするよう、国と道に対して働きかける。

道内の訪問介護事業所数は、2023年9月までの過去5年間に於いて道内全体で24カ所減となり、特に小規模事業者が支える地方部の市町村で著しく減少している(43市町村で計77カ所減)。そのような中、2024年春、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。道内の訪問介護事業所は札幌市など都市部に集中しており、地方部の町村などでは訪問介護事業所が減少傾向にある。株式会社東京商工リサーチによると、2024年の訪問介護事業所の倒産は81件と過去最多であり、道内市町村実態調査のなかでは「地元で訪問介護事業所がない」などと回答した町村もあった。政府による介護、障がい福祉事業所の全職員の処遇改善の取り組みは不十分であることから支援金を支給していくべきである。とりわけ、訪問介護の社会的意義は大きい。過疎地では、都市部のように1日で何軒も効率よく回れず、採算の取れない事業所も多い。必要な訪問介護サービスが受けられない「介護難民」が地方でこれまで以上に増加していくこととなれば、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう取り組むことを目的とした、地域包括ケアシステムの深化・推進に逆行してしまう恐れがある。地域間格差を解消し、介護業界全体を支えるためにも介護人材不足を含む地域事情の課題把握が必須となる。

利用者またはその家族から、暴言等のハラスメント行為及びハラスメントの危険性が予測される状況で2人訪問について利用者またはその家族から同意が得られない場合(2人訪問加算されない場合)、安全確保・離職防止のために、国の地域医療介護総合確保基金を財源として、加算相当額を助成することや、カメラ付きICリーダーなどセキュリティシステム導入に必要な経費について補助対象とするよう、国と道に対して働きかけること。

- ★⑥ マイナ保険証の利用にあたり、認知症などで暗証番号設定に不安がある人には、家族や福祉施設等の意見を踏まえ本人の申出があれば、各市町村の窓口にて顔認証マイナンバーカード交付が可能となる。一方、市区町村が発行する証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書等)がコンビニ等から取得できるサービスについては、暗証番号が必須となることから、現状では顔認証マイナンバーカードが使用できないなどの課題もあることから、不正防止を第一に、顔認証や目視確認など「暗証番号を設定しない」といった選択肢を拡充するよう、国に対して働きかける。

政府は顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助することをすでに実施しているものの、顔認証付きカードリーダーの普及をさらに拡充し、認知症の高齢者や救急搬送され意識のない患者でも医療情報が共有され、電子処方箋の普及が進むことによってオンライン診療の拡大に繋げるべきである。

## (2) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実

- ★① 地域住民の利用者が質の高い医療・介護サービスを受けられるよう、地域の実情に応じて医療・介護の複合的ニーズにも切れ目のないサービス提供に向けて介護医療院やレスパイト入院(介護家族支援短期入院)、在宅医療を担う医療機関など「地域包括ケアシステム」の深化・推進、体制を構築するとともに、地域間格差を解消するよう、道に対して働きかける。

昨年の道の1次回答によれば「広域な本道においては、市町村ごとに高齢化の状況や社会資源が異なり、地域の実情を十分に踏まえながら、医療や介護等のサービスが一体的に切れ目なく提供できる体制づくりを進めていくことが重要であることから、道では基盤整備や医療と介護の連携など、市町村への支援や地域全体で高齢者とその家族を支える体制づくりに取り組んでおり、引き続き、関係施策の総合的な推進に努めていく」と回答した。しかしながら、2025年は「団塊の世代」が全員75歳以上の後期高齢者となり、北海道を含む日本全体で介護・医療ニーズが急増することを踏まえれば、地域包括ケアシステムでは在宅医療を担う医療機関と介護保険施設が協力して、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援する取り組みを進めていく体制を早急に整備すべきである。

- ★② 以下2点について、国に対して働きかける。

・「第9期介護保険事業支援計画に基づく介護職員の必要数」(厚労省)における2040年度を起点とした介護職員数について、北海道は全国6番目(129,005人)の必要数となっている。介護人材の道外流出などを鑑み、介護職員・介護支援専門員に対する居住支援特別手当など独自の処遇改善策を講じる。

・キャリアパスに必要な資格の取得・更新等の研修は、公費による費用の減額、或いは厚労省が実施する「教育訓練給付制度」を適用することで費用負担の軽減を図る施策を講じる。

年々確保が困難となっている介護支援専門員ならびに主任介護支援専門員の人材確保策として、厚生労働省が行う「教育訓練給付制度」において、すべての研修に適用することや、研修費用の減額などの費用負担の軽減を図る施策を実行すべきである。

- ③ 道や市町村が策定した第9期介護保険事業(支援)計画については、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙げられている。介護サービス基盤や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を実行する。

各自治体が、2024年度を初年度とし3カ年計画として策定した「第9期介護保険事業計画」には、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙げられているものの、地方交付税を含む地方一般財源総額の増額を求める道内自治体が全体の半数近くを占めている現状にある。団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、高齢者人口がピークとなる2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれるなか、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るなど地域公共サービスの質をより一層高めていくべきである。

- ④ 生活困窮者に対応した自立相談支援機関がアウトリーチ（訪問による支援や情報提供・相談など）を行い、生活保護に至る前段階から生活困窮状態の早期自立を促すことにより、自治体が直営または、委託する福祉事務所の生活保護業務の負担軽減を図りつつ、支援が必要な本人の状態像に応じたきめ細やかな支援を実施する。同時に支援者のサポート強化に向けた支援者に対するメンタルヘルス対策や、困窮者とのコミュニケーション改善、支援の継続性などといった課題解決に努める。

生活困窮者へのアウトリーチ支援には、支援に至るまで困窮者と支援者の信頼関係の構築や支援者のメンタルヘルス対策、支援の継続性といった課題があることから、困窮者へのサポート強化に向けた支援者と困窮者とのコミュニケーション改善や、支援の継続性を踏まえた中長期的な支援プログラムおよびフォローアップ体制の整備など、地域全体での協力体制の構築に向けた支援制度の拡充すべきである。

- ★⑤ 不登校やひきこもり、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活困窮世帯の複合的な課題に対応するほか、学校や家庭以外の居場所や学びの場を充実させるとともに、地域や家庭の実情に見合った支援体制を強化する。また、就業しているひとり親に確実な支援が届くよう国と連携を図り、全国共通のオンライン相談窓口を設置し、自治体ごとの相談体制のバラつきを解消するとともに、土日祝日・夜間も対応可能な体制を整備する。※（こども家庭庁の「ひとり親支援総合窓口」との連携も含む）。加えて、企業がこの取り組みを推進した場合のインセンティブ（税制優遇など）について道として取り組むよう働きかける。

- 1) 地域に根差した地域福祉の連携と充実については、ひきこもりやひとり親家庭、生活困窮世帯など複合的な課題として対応するほか、不登校児童生徒等の支援については、文科省が令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の推進策として早期支援を強化すべく、公的な教育支援センターの ICT 環境の整備をはじめ、フリースクールなど学校や家庭以外の居場所や学びの場、とりわけ「教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施」を充実させるべきである。どんな事情があっても、道内の児童生徒等が不登校等により学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど子の将来の選択肢の芽をつぶさないよう、国・道が主導となって学びの場の支援を行うべきである。
- 2) ひとり親は、仕事と家庭生活を一手に担うために時間的余裕がなく、行政の支援にたどり着けない場合も多い。育児だけでなく介護も行う（ダブルケア）ひとり親もいることも考慮し、ひとり親の行政支援窓口と子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターとの連携も必要である。
- 3) 就業しているひとり親への対応としては、努力義務となっている土日祝日・夜間の相談対応や企業で相談を受ける体制をつくるのが有効である。また、自治体によって支援のレベルが異なるため、全国共通の窓口を設けることで、どの地域に住んでいても公平に相談を受けられるようにすることが必要であり、既存のこども家庭庁の「ひとり親支援総合窓口」とも連携させることも必要である。
- 4) ひとり親家庭に対する支援として、こども家庭庁では、子どもの居場所づくりや相談窓口整備に関する国から自治体への補助事業が強化された。地域の実情に応じたきめ細かな支援を推進していくためには、国との連携が必要不可欠である。単なる情報提供ではなく、企業が主体的に支援を行うための仕組みを作るべきであり、ガイドライン等を策定し、福利厚生の一環としてひとり親支援に取り組む企業への税制優遇などを検討することで、実効性を高めるべきである。

- ⑥ 高齢化の進展や核家族化に伴い、高齢者の単独世帯が増加している。身寄りのない高齢者が住居への入居や病院に入院する際、介護施設等に入所する際の身元保証人等の支援体制を拡充する。

高齢化の進展や核家族化に伴い、高齢者の単独世帯が増加しており、身寄りのない高齢者が住居への入居や病院に入院する際、介護施設等に入所する際の身元保証等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行うことによる多くの課題がある。今後、身元保証制度の議論が国会でも進むが、関係する省庁も多いことから、早急な取り組みを求める。また、市町村においても相談事業などしっかり取り組むよう求める。

- ★⑦ すべての子どもが同じ支援(子ども医療費や学校給食費等)を受けられるよう、全国一律の支援制度創設を講じるよう国に働きかける。

2024年12月23日、少子化対策をめぐり、立憲・国民など野党3党が、公立の小中学校などの給食費を無償化するため、学校給食法の改正案を共同で衆議院に提出した。一方で私立の小中学校については、給食に関する実態把握が十分でないとして、当分の間、保護者負担とするとしている。道内自治体では、学校給食費のみならず、教材費や修学旅行費、子どもの医療費助成、高校の通学費など、独自で負担する市町村もみられる。とりわけ、学校給食費の無償化が道内自治体では5割超や、子ども医療費の外来助成が道内自治体では高校生までが8割超といった現状も踏まえて、全国一律で教育も無償化に向けた安定財源の確保に向けた実効性のある議論が重要である。道内市町村における子ども医療費助成にはバラつきがみられ、助成を受けられる子の年齢が最大で「12歳に達するまで」とする地域から「18歳に達するまで」とする地域もある。道内自治体では、学校給食費のみならず、教材費や修学旅行費、子どもの医療費助成、高校の通学費など、独自で負担する市町村もみられる。とりわけ、学校給食費の無償化が道内自治体では5割超や、子ども医療費の外来助成が道内自治体では高校生までが8割超といった現状もあることから、すべての子どもが同じ支援(子ども医療費や学校給食費等)を受けられるよう、国に働きかけるべきである。

- ⑧ 障害者差別解消法に伴う「障害者差別解消支援地域協議会」の設置については、道内全市町村で設置を目指すとともに、市町村における取り組みを推進する。

道内市町村における障害者差別支援地域協議会の設置状況としては、約半数の市町村で設置しているものの、一部の未設置市町村については障害者総合支援法第89条の3に基づく地域自立支援協議会や既存の相談窓口において対応しているところであることから、全市町村での設置を目指すべきである。

- ⑨ 2021年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」の重層的支援体制整備事業への対応を着実に進めるため、市町村は積極的に連携を図るよう道として働きかけるとともに、厚労省の「重層的支援体制整備事業」の支援体制を拡充する。

地域共生社会を実現するには、高齢者の介護や子育て支援、生活困窮者の自立支援など多様なニーズを包括的に支援するため、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙がっている。他方、道内市町村実態調査では、地方交付税を含む地方一般財源総額の増額を求める道内自治体が全体の半数近くを占めている現状にあることから、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援を拡充すべきである。また、厚労省の「重層的支援体制整備事業」の支援体制(補助負担など)の拡充を図るべきである。

- ★⑩ 広域分散型の北海道における超高速ブロードバンド等の通信基盤整備を推進するため、ユニバーサルサービス化の対象とし、情報基盤整備に対する支援制度の拡充やデジタル人材の地域への定着も含めた支援について、引き続き国に対して働きかける。

総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月25日)において、固定ブロードバンド(光ファイバ等)世帯カバー率の目標を99.9%(2027年度末)、ワイヤレス・IoTインフラ(5G等)の目標を人口カバー率99.0%(2030年度末)としている。総務省のHPに掲載の「令和4年度末FTTH世帯カバー率(都道府県及び市区町村別)」では、北海道のFTTH世帯カバー率は、99.3%、目標の99.9%に達しておらず、また全国平均は99.66%となっており、全国平均より低いカバー率となっている実態にあり、支援制度の拡充は勿論のことであるが、100%となっていない課題と対策を行い、誰一人取り残されないよう早期に整備を行うよう、国に対して働きかけるべきである。

- ※★⑪ 病児保育事業については、医療機関併設型施設や、保育所などにおける安静室、看護師、担当保育士を確保した施設、あるいは訪問型病児保育などの病児・病後児保育体制を早急に整備できるよう、各自治体の実態調査、住民のニーズ調査のうえ整備するとともに整備にあたっては、受け入れ可能な人数についても整備するよう国に働きかける。

また、病児保育施設がない市町村、および通勤先の市町村でも、住民が近隣自治体施設を利用可能となるよう、山梨県のように北海道が主体となり、北海道内自治体参加による協定を締結し、病児・病後児保育の利便性を図るよう道に求める。

さらに「保育所等におけるICT化推進事業」などを活用し、WEB上での利用登録や施設の空き情報の確認ができるとともに、予約やキャンセルが出来るよう早急にICT化の推進を行い、利便性の向上を図るよう道に求める。

加えて手続きが面倒、時間がかかることで、利用すること自体を断念している傾向もあり、手続きの見直し利便性を図るよう道に働きかける。

1)下記の通り施設数が少なく、また1施設ごとに受け入れられる人数が少ない。2)組合員からの声より、手続きが面倒、時間がかかることで、利用すること自体を断念している傾向もあり、手続きの見直しが必要である。3)北海道の各自治体は広域でもあることから、複数施設が望ましい。ただし、施設整備には時間を有することから、山梨県 病児保育の広域利用を参考に利用する機会環境整備が必要である。※山梨県 病児保育の広域利用(県内全市町村の参加による協定締結により、病児保育施設がない市町村の住民であっても、県内にあるすべての病児・病後児保育施設を利用可能とした。またWEB上での利用登録や施設の空き情報の確認ができるなど利便性の向上を図っている。

[https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/byojihoku\\_kouikika.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/byojihoku_kouikika.html)

道内 15 市町のホームページの調査結果によるとWEBを利用出来たのは 3 市、ただし、仮予約、予約のみなど、限定された機能に留まっている。 ※参考:北海道の市町村数 179

| 自治体  | 人口*1      | ICT化 | 施設数 | 受入人数/日   | 備 考                                 |
|------|-----------|------|-----|----------|-------------------------------------|
| 札幌市  | 1,956,928 | 未    | 7   | 全施設 4名   | 札幌市子育て情報サイトより 7施設 *1 全施設            |
| 江別市  | 118,686   | 未    | 2   | 12 名、9 名 | 江別市 HP 調査より                         |
| 北広島市 | 56,903    | 未    | 1   | 2 名      | 北広島市 HP 調査より                        |
| 千歳市  | 97,999    | 未    | 1   | 3名       | 千歳市 HP 調査より                         |
| 恵庭市  | 70,354    | 未    | —   | —        | 恵庭市 HP 調査より ファミリー・サポート・センター事業で対応    |
| 苫小牧市 | 166,094   | 未    | 1   | 不明       | 苫小牧市 HP 調査より                        |
| 旭川市  | 316,483   | 可    | 3   | 全施設 3 名  | 旭川 HP 調査より あずかるこちゃん、LINE ※全国アプリ     |
| 砂川市  | 15,520    | 未    | 1   | 3 名      | 砂川市 HP 調査より                         |
| 奈井江町 | 4,721     | 不明   | 不明  | 不明       | 奈井江町 HP 記載なし                        |
| 帯広市  | 162,460   | 可、未  | 2   | 全施設 2名   | 帯広市 HP 調査より ※1 施設にて LINE にて予約可      |
| 音更町  | 42,971    | 未    | 1   | 4名       | 音更町 HP 調査より                         |
| 幕別町  | 25,617    | 未    | 1   | 4名       | 幕別町 HP 調査より                         |
| 函館市  | 236,515   | 未    | 1   | 3 名      | 函館市HP調査より                           |
| 北斗市  | 42,907    | 可    | 1   | 4名       | 北斗市・施設 HP 調査より※病児保育「はるっこ」は仮予約WEBから可 |
| 七飯町  | 27,139    | 未    | 1   | 4名       | 七飯町 HP 調査より                         |

### (3) 地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

#### ★① 下記 2 点について道に対して働きかける。

- ・2024 年度から始期とする新たな「北海道医療計画」(2029 年度までの 6 年間)の策定にあたり、2018～23 年度「北海道医療計画」の中間見直しを踏まえ、「北海道医療計画」の一部として策定した「北海道地域医療構想」の必要病床数(推計)を確保する。

- ・住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療に向けた病床機能転換等の取り組みを強化するとともに、道内地方部においても 5 疾病に対応した 2 次医療圏内の医療提供体制や在宅医療等を拡充する。

広域な道内において、それぞれの地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要である。とりわけ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療に向けた病床機能転換等の取り組みを強化するとともに、2024 年 3 月に策定した新たな医療計画に基づき、5 疾病(がん、脳卒中、新血管疾患、糖尿病、精神疾患)・6 事業(救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む))及び在宅医療に対応した 2 次医療圏内の医療提供体制や在宅医療等を拡充する必要がある。加えて、北海道は無医地区が全国で最も多い実態にあることを踏まえ、医師確保対策や救急搬送体制の確保を早急に図るよう、道に対して働きかけるべきである。

- ★② 厚生労働省が整理した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援するとともに、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合に繋がらないよう国と道に対して働きかける。

厚生労働省が整理した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」は、公立・公的医療機関等に求められている役割や疾病との関係性を踏まえ当該医療機関でなければならない機能に重点化が図られているかの分析結果である。これを基に地域医療構想調整会議において、地域の実情に応じて民間医療機関の参加を得ながら議論しているところであるが、国からの再検証の情報提供が、安易なる統廃合につながらないよう(押し付けることのないよう)、国と道に対して働きかけるべきである。

- ★③ 下記3点について道に対して働きかける。

- ・ 地域における総合診療医を増やすため、総合診療医を育成するキャリア形成支援を行う。
- ・ 医師の地方勤務に伴う負担を緩和するため、道による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務を行える体制を構築する。
- ・ 大学の地域枠の拡充を推進する。

昨年の道の1次回答では「国に対し、医育大学の入学定員の維持や都市部からの指導医派遣により、より多くの専攻医が一定期間医師少数区域等の地域で勤務を経験することができる仕組みの創設などについて、全国知事会とも連携しながら働きかける」としているものの、現状、大学の地域枠の拡充には至っていない。地域における総合診療医を増やすためには、総合診療医を育成するキャリア形成支援が重要であり、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務を行える体制を構築する必要がある。そのためにも、3医育大学における、さらなる地域枠の拡充を推進すべきである。北海道大学では、地域の基幹病院に指導医を派遣し、地域と大学病院とを循環する体制の構築を目指しており、質の高い医療を提供している地域基幹病院、臨床研修指定病院が数多くあり、これらの病院に北大から若手医師や中堅医師、指導医を派遣し、地域医療を重層的な診療体制、教育体制を支えていることも理解しているが、医療体制が切迫している中、北大にも地域枠を設けることを補強すべきである。複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務を行える体制の構築に向けては、公立・公的病院ならではのこともあることから、安易な統廃合を行わないことはもとより、道内の経営難となっている公立・公的病院が地域から撤退されぬよう、誰もが地域で安心して受けられる地域医療の確保に向けて、2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るべきである。

- ※★④ 道内の病院では、新型コロナ関連の補助金が無くなり、公立・公的病院、民間病院を問わず、多くの病院経営は深刻化している。経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域崩壊に繋がりがねない。誰もが地域で安心して受けられる地域医療の確保に向けて、2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るよう、国に対して働きかける。

新型コロナ関連の補助金が無くなり、北海道では、室蘭市にある日鋼記念病院が10億円の赤字、市立室蘭病院が37億円の赤字、砂川市立病院が20億円の赤字、滝川市立病院が14億円の赤字など、深川市や留萌市にある公立病院を含め、多くの病院経営は深刻化している。JAM北海道の日鋼記念病院では140人の希望退職を募っており、また、市立室蘭病院は、正社員が11%、会計年度任用職員が5%の月例賃金の削減提案が出されている。このような状況の中、経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域崩壊に繋がりがねないことから、誰もが地域で安心して受けられる地域医療の確保に向けて、2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るよう、国に対して働きかけるべきである。

## 6. 災害に強いまちづくり

### (1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ★① 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2021～2025年)に基づき、防災・減災対策予算の拡充、最前線で対応する市町村への予算措置を行うよう、国に対して働きかける。

昨年(2024年)の国交省の1次回答によれば「『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づき、流域治水の推進や道路ネットワークの機能強化、老朽化対策などを重点的かつ集中的に実施する」との回答であったが、引き続き、防災・減災、国土強靱化の加速化・深化や、経済活性化等に直結する社会資本整備を戦略的かつ計画的に推進し、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に取り組むべきである。

- ★② 自然災害等による停電の長期化に備えて、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーを活用した自立送電網の構築に向けて、コストや技術的課題を克服する支援体制を確立するよう、国と道に対して働きかける。

太陽光発電設備や蓄電池などを活用し、平時には発電した電力を住宅や店舗などで自家消費するとともに、停電時に指定避難所等へ電力を供給するシステムを構築したなどの取り組み事例に対する支援など、電力の安定供給や災害時のレジリエンスの向上に寄与するエネルギーシステムの構築を拡充するよう、国と道に対して働きかけるべきである。

- ★③ 日本のような自然災害の多い国では、地震や津波、台風、洪水などの災害に備え、雇用確保に向けた施策、企業による地域への貢献、避難所の提供などに対する支援を含む企業の「事業継続計画(BCP)」策定の促進を図るよう、国と道に対して働きかける。

日本のような自然災害の多い国では、地震や津波、台風、洪水などの災害に備えたBCPの策定が重要であるものの、中小企業では資金や人材が不足し、BCP策定が進まない現状にある。また、地域ごとに災害リスクが異なり、全国一律の計画では対応しきれない。加えて、BCPがあっても、従業員がその内容を理解していないことには実行できないことから、定期的な訓練が必要となる。加えて、災害後の長期的な事業継続には、資金やリソースの持続的確保が課題となる。BCP策定の課題を踏まえたうえで、企業のBCP策定の促進を図るよう、国と道に対して働きかけるべきである。

- ★④ 冬期間における道民の安心安全な暮らしを守るため、除排雪体制の強化や臨時的な排雪場の確保、ソルツル路面对策、大規模輸送手段の確保に向けて、国および道は市町村と一体となって対策を講じ、自治体への財政支援を行うよう国や道に対して働きかける。

冬期間の道内における除排雪の問題のほか、気温の上昇とその後の急激な冷え込みにより、道路が広範囲で凍結して転倒による救急搬送が急増しており、2024年12月時点で過去最多の昨シーズン同日比を上回る状況が発生している。札幌市消防局によれば、2024年12月11日時点で、すでに195人が転送で救急搬送されており、過去最多だった昨シーズンの同日比を上回る状況で発生した旨が発表された。道は、除雪・ソルツル路面对策として市町村への財政支援を講じるべきである。

## (2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ★① 「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策手引き」に基づき、「個別避難計画」の作成を義務化するよう、災害対策基本法の改正について国に働きかける。

2021 年 5 月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されたものの、近年の災害において高齢者や障がい者が犠牲となっていることを踏まえ、「個別避難計画」を義務化するよう、国に働きかけるべきである。

- ② 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備するよう、未策定の道内市町村については、受援計画を早期に策定する。

昨年の道からの 1 次回答によれば、「消防庁の調査では道内自治体の受援計画の策定率が 82%と、約 2 割の市町村で策定が遅れている」とし、未策定の市町村があることから、受援計画の早期策定に向けた支援を行うよう求めている。また、災害発生時の業務継続計画策定状況については、2023 年 6 月 1 日現在、業務継続に関する重要 6 要素のうち、「バックアップすべき重要な行政データ」や「非常用発電機の燃料」、「非常時優先業務の特定」など未設定の道内市町村が散見されることから、早期に設定するよう、未策定の市町村については、受援計画を早期に策定すること。

## 7. 自治体財政の確立を目指して

- ※★① 地方交付税の算定方法は、人口による算定が最も高い割合を示していることから、人口減少社会においても財政需要を広く捉える算定方法へ改善するよう、国に働きかける。

各自治体が税でまかなうべき標準的経費の内容は、道府県分および市町村分の「基準財政需要額」で算定され、道路橋梁費、小中学校費、社会福祉費など 28 項目(2023 年度算定)を積算して総額を導く。具体的な算定式は項目ごとの経費単価である「単位費用」、各自治体の人口や面積などの「測定単位」、自然条件や社会条件などによる経費差を補正する「補正係数」を掛け合わせる。このうち「測定単位」は当該項目の必要額を算定するのに妥当な指標が用いられ、道府県分、市町村分ともに人口(国調人口)による算定が最も高い割合を占めている。これは人口と行政経費に正の相関性が見いだされるからであり、1954 年の制度発足以来この考え方に則ってきたと言える。北海道は全国を上回るペースで人口減少が進むなか、制度発足以来の人口に比例的な算定に留まらず、人口減少社会でも財政需要を広くとらえる算定へと発展するよう、地方交付税法第 17 条の 4(地方公共団体の意見申出制度)に基づき国に要請すべきである。

- ※★② 地方創生交付金は、施策事業が国からの財政支援要件に当てはまらず、市町村独自で地方創生を進めた結果、財政がひっ迫している自治体がある。事業の選択要件や運用の条件緩和等を図るよう、国に働きかける。

多くの地方公共団体は、人口減少に歯止めをかけ出生数の改善を図ることにより、まちに活力を創出していくことを総合戦略の基本目標としているが、一地方公共団体の取り組みで当該基本目標を達成することは極めて困難な状況である。雇用環境の改善や新産業の創出、所得の向上、人口減少の課題については国が積極的に施策を展開すべきである。

さらに、「地方創生交付金」については、施策事業が国からの財政支援要件に当てはまらず、結果として市町村独自で地方創生を進めた結果、財政がひっ迫している自治体があることから、事業の選択要件や運用の条件緩和等を図るべきである。

- ※★③ 道内の地方公共サービスの回復・充実を進めるうえで、物流・交通インフラの充実や地域公共交通・買い物弱者支援、医療支援などの社会インフラの充実、過疎地の雇用確保など、一自治体の施策では限界があるため、国や道が積極的に地方の人口減対策や社会インフラの充実に向けた施策への取り組みを進める。

道内市町村実態調査によると地方公共サービスの回復・充実を進めるうえで、日常生活に必要な物流・交通インフラの充実や地域公共交通・買い物支援、医療支援など社会インフラの充実をはじめ、過疎地では雇用を求めた社会減が生じている。一自治体の施策として雇用の場の創出には限界があることから、国や道が積極的に地方の人口減対策や社会インフラの充実に向けた施策を展開すべきである。

## 8. ジェンダー平等の推進

道が2018年3月に策定した「第3次北海道男女平等参画基本計画」（計画期間は概ね10年間）の実行にあたり、直近の取り組み推進状況（令和6年3月公表：令和4年度の指標）から目標値に向けて着実に進めるとともに、一部の指標については情勢を踏まえた上で目標値を高めること等について検討する。また、計画未策定の市町村は早期に策定する。

昨年の道の1次回答によれば「『第3次北海道男女平等参画基本計画』の推進については、定期的に取り組む進捗状況を点検し、審議会で報告するとともに、適宜指標の更新を行っている。引き続き、目標達成に向けて取り組む進めるとともに、達成済の指標については見直し等を検討する。男女平等参画計画未策定の市町村に対しては、毎年、書面で働きかけるとともに、個別計画策定を検討している市町村に対して、策定に関する手順書やひな形を提示し、事務の負担を軽減できるよう、支援を行っている。また、個別計画策定が難しいとする市町村には、総合計画の改正時期を鑑み、その一部に男女平等参画に関する項目立てをしていただけるよう、会議の開催を通じて、あるいは直接市町村を訪問するなどして働きかけをしている。今後も、未策定の市町村に対し、地域の実情に沿った助言を行うことで、計画策定につながる取り組みを進める」とした。本計画期間は概ね2028年までとしていることから、計画未策定の市町村は早期に策定すること。

## 9. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

### (1) 教育機会の確保と教育予算の充実

- ★① 小学・中学・高校の「30人以下学級」の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定する。また、すべての子どもたちの豊かな教育を保障するため、教員の持ち授業時間数に上限を設け、「義務標準法」「高校標準法」を改正し教職員定数を改善するよう、国に働きかける。

2021年に義務標準法が改正し、公立小学校の学級編成の標準を40人から35人に引下げた。また、文科大臣と財務大臣が2025年度予算について大臣折衝で行い、2026年度からは公立中学校も35人学級へ定数が引き下げられることで合意した。公立中学校の学級定員が35人に引き下げられるに伴い、教職員定数の係数が見直さなければ、教員1人あたりの授業時数や担当学級数がかえって増加するおそれがあることから、教員の持ち授業時間数に上限を設けるためには「義務標準法の見直し」が必要となる。

一方、職業教育や進学準備など高校教育の多様化が進むなか、道内の公立高校においては、とりわけ地方部で多くの公立高校が定員割れとなっており、都市部と地方部で生徒数や教育資源に差が生じている。定員割れがさらに加速すれば、教職員定数の削減や高校の募集停止といった事態に繋がる可能性が高い。「高校標準法」に基づく配置が実態に合わない状況があることから、地域の実情に即した教職員定数を改善するよう、国に働きかけるべきである。

- ★② カリキュラムオーバーロードや教職員の超勤・多忙化を解消するため、学習指導要領の内容を精査し、年間標準授業時数も含めた学習指導要領の具体的な在り方について見直すよう、国に働きかける。

学校教育のカリキュラムに含まれる内容(プログラミング教育や英語教育の強化など)や標準授業時数が肥大しているカリキュラム・オーバーロードは、週コマ数の増加や1時間あたりの授業スピードが速まるなど子どもにとって大きな負担となっており、不登校など学びからの逃避を招いている。これまで、自然災害や感染症対応だけでなく、学力向上のため、標準授業時数に加えて余剰時数を積み増すことが暗に推奨されてきたため、週5日間毎日6時間授業が「当たり前」となり、教職員の超勤・多忙化の大きな原因にもなっている。「働き方改革」のもと、過剰な余剰時数の削減や小学校高学年教科担任制が導入されたが、加配教員はすべての学校に配置されるわけではなく、特に小規模校(複式校)には配置されないことが多い。

カリキュラム・オーバーロードを解消するために、学習内容および標準授業時数の見直しや教員支援の強化を行い、教員の負担軽減に努める必要がある。

- ★③ 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないことから、地域連携校と位置づけた地域の高校を存続させるために近隣地域との連携強化を図るよう、道に対して働きかける。また、入学者確保に向けた地域の高校の特色化・魅力化を確立する。加えて、26年度私立高校授業料実質無償化による公立高校離れが加速しないよう、教育予算を拡充し、公立高校の施設・設備の整備や教職員の配置を充実させるよう、道に対して働きかける。

地域創生の観点も踏まえ、地域の高校を存続させるためには、地域連携校と位置づける学校のあり方について近隣市町村との連携強化に努めるとともに、入学者確保に向けた魅力ある高校づくりをより一層強化する必要がある。地域連携校の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満となった場合であっても、一定期間を設けて再編整備を留保し、地域の教育資源を積極的に活用した教育活動を拡充すべきである。また、26年度私立高校授業料実質無償化による公立高校離れが加速しないよう、教育予算を拡充し、公立高校の施設・設備の整備や教職員の配置を充実させるべきである。

- ★④ 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するための「遠距離通学費等補助制度」については、激変緩和措置としての制度ではなく、どの地域に住んでいても希望する高校に通うことができるよう、道が高校通学費を補助し経済的負担を軽減するよう、道に対して働きかける。

道立高校の募集停止に伴い遠距離通学となる生徒などを対象に、通学費等の経済的負担を軽減し生徒の修学機会の確保を図るため、2008年度から実施している「遠距離通学費等補助制度」の5年の補助期間については、募集停止となる前年度に中学生であった生徒が高校を卒業するまでの期間として、進路変更や通学費負担の増加など、学習環境の変化等を緩和する観点や、高校のない市町村との均衡を考慮する観点から設定したものである。しかしながら、本制度の5年の補助期間については、激変緩和措置としての制度ではなく、どの地域に住んでいても経済的に高校に通うことが困難な家庭に対しての制度に改編すべきである。高校通学費の補助を市町村独自で措置している自治体が多くある。各市町村任せではなく、道による高校通学費の補助を検討すべきである。

## (2)教育の保障

- ★① 道内の教育現場におけるICT支援員の配置状況は、国の配置目標の3割以下に留まり、全国では下から2番目の現状にあることから、道としてもICT支援員の効果的な配置に向けて取り組みを充実させるよう、道に対して働きかける。

複数校を巡回して配置されている場合もあるため、十分な配置となっていない。道内の教育現場における ICT 支援員の配置状況は、26%であり、全国では下から 2 番目の現状にある。

また、たとえ支援員が配置されていたとしても、月あたりや週あたりに学校へ入る日数が限られており、十分な支援体制とはいえないのが実情である。トラブル発生時に速やかに対応できる ICT 支援員を配置すべきであり、引き続き、ICT 支援員の拡充とともに、道としても支援員の質の向上や、育成に関する取り組みを進めていくべきである。

- ★② 「令和 7 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針及び学校の ICT 環境整備 3 か年計画(2025～2027 年度)について」(文科省通知)に基づき、地方財政措置を講じて、1 人 1 台端末の整備を推進するとともに、ソフトウェア費、保守・機器更新費、予備機なども含めて予算化する。また、高校においては経済的困窮の理由で端末の準備ができない家庭に対し、端末購入費を補助する。さらに、学校の通信ネットワークの改善、情報通信技術支援員(ICT 支援員)の配置などにより、端末の効率的な利活用を推進するよう、国と道に対して働きかける。

北海道の公立高校における BYOD(Bring Your Own Device)端末の普及率は、2024 年度当初の文部科学省調査において約 94.9%に達しており、その費用の大部分が家庭負担となっている。なお、「設置者負担の原則」を堅持しているのは全国で 23 県にとどまっている。昨年度と比較すると、公費による負担率は約 30%減少しており、端末更新の際に公費負担から私費負担へと移行する自治体が全国的に増加している現状がある。

こうした動きは、教育における保護者負担の拡大を招き、家庭の経済状況によって教育環境に格差が生じるおそれがあることから、公的責任による端末整備の必要性があらためて問われている。このため、国と道が長期的な視点で資金を投じ、児童生徒 1 人 1 台端末の整備に必要な経費を援助すべきである。

### (3) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり

- ★ 文科省が 2015 年 1 月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る小中学校の統廃合は、財政の論理で行うべきものではなく、教育・福祉・防災など地域コミュニティやまちづくりとの関わりを念頭に、統廃合による弊害などを考慮し、子ども・保護者・教職員・地域の声を十分に踏まえる。また、教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から必要な情報収集・提供を積極的に行うよう、道に対し働きかける。

昨年の道の 1 次回答では、「公立小学校・中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが大切であり、その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられる」との回答があった。今後とも、各市町村が地域の実情を踏まえながら望ましい教育環境のあり方を適切に判断できるよう、道は必要な情報収集・提供を積極的に行うよう、道に対して働きかけるべきである。

### (4) 部活動の社会教育への移行

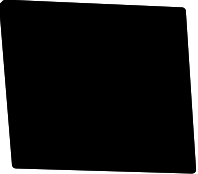
- ★ 平日を含めた「部活動」の社会教育への移行を推進するため、指導を行う人員を確保するほか、地域移行した際の生徒の移動手段についても必要な予算を確保、拡充するよう、国と道に対して働きかける。

部活動を担当している中学校教員の日常として、強い部活動の顧問ともなれば、朝練から 19 時過ぎまで休憩時間返上で部活動の指導にあたっているケースがみられる。部活動の地域移行については学校と切り離れたうえで行うべきである。地域移行後の指導者不足の課題や生徒の移動手段などについても国や道が十分な予算を確保、拡充すべきである。

2025年10月9日

苫小牧市  
市長 金澤 俊 様

連合北海道苫小牧地区連合  
会 長 南部谷 康史



2026年度の予算編成・行政運営に関する  
「要求と提言」

はじめに

貴職におかれましては、苫小牧地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、誠心誠意御奮闘されていることに對し心より敬意を表します。

さて、北海道の春季生活闘争では、大企業の賃金水準は5%台、中小企業は4%台となりました。賃上げ水準は昨年を上回りましたが、物価高騰が続いている中、実質賃金が追いついていないのが現状です。

特に、苫小牧市内の企業は、中小企業が大半を占めていることから適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成を行うことが必要であります。連合が掲げる「賃上げが当たり前の社会」に近づいていることとは感じておりますが、労働者の生活は厳しい状況が続いております。

また、北海道においては、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、回復の兆しを見せつつも、介護や医療、農林漁業、建設、自動車運転手、観光など幅広い業種において、人手不足の状態が続いており、各業界で労働力を確保することが重要な課題となっています。さらには物価高騰が各企業の負担を大きくしていることから、厳しい運営状況にあることも伝えられています。

苫小牧地域で市民が安心して暮らし続けることができるように、自治体の果たす役割はますます重要となっています。

苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、労働者・生活者の立場から連合胆振地協の「要求と提言」に合わせて苫小牧に特化した課題のみをとりまとめた「要求と提言」を提出いたします。

要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2026年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

連合北海道苫小牧地区連合  
会 長 南部谷 康史

## 1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

### (1) 地場産業の振興の推進

苫小牧市は人口減少対策、地方創生の取り組みを継続し、新たな視点を加え、近年の経済・社会情勢の変化に対応できる新たな行革創生プランを策定する中で、環境と産業が共生する持続可能な都市の実現に向けて今後、具体的な取り組みを進めることになるかと思われる。中心市街地の空洞化の課題もあることから、苫小牧駅前周辺の活性化を意識した計画が重要です。苫小牧市民の意見を反映させた苫小牧市の将来を見据えた環境整備等を継続し実施をすること。

### (2) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

少子高齢化は苫小牧市の健全な財政確保のためにも大きな課題になっている。そのためには、地元企業に就職できる雇用環境の整備が必要であり、道内や本市出身者は、U・I・Jターン就職を希望する傾向も現れている。地元企業を知り、興味を持つ機会を設け、企業の認知度を高めるため、市内の高校・大学だけでなく市外の学校へもインターンシップの実施すること。

また、子育てをしながら仕事を続けられる社会環境の整備、企業による「ワーク・ライフ・バランス」を重視した職場の整備が求められていることから、苫小牧市内の職場と生活を積極的に支援し「魅力ある苫小牧のPR」を地域企業と連携し、取り組むこと。

地元企業が労働力を確保しやすくなるよう、中小を含めたすべての企業に対し、苫小牧市として雇用に関係するさらなる援助、助成策を検討し、実施すること。

### (3) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

北海道における最低賃金は、現行の1,010円から65円引き上げ1,075円に改正することで結審し、10月4日から改定されることとなり過去最大の引き上げ幅となった。

苫小牧市においては、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直しすること。

## 2. 地域中核病院の基盤整備と地域医療体制の確立

- (1) 苫小牧市立病院や王子総合病院をはじめとする、二次救急地域中核病院は、地域医療を守る中心となっている。地域住民が安心して生活できるよう、地域医療の重要性を鑑み医療機関への財政処置等の支援を講じること。

さらには専門医師の確保、医療従事者の確保についても関係団体と協議をし、積極的に努めること。

- (2) 全国的に医療従事者が不足しており、苫小牧市についてもそのような傾向が見受けられる。DX化による医療従事者の負担軽減を進められるよう、全市的な導入促進対策を行うこと。

また、医療従事者確保のため、他都市に負けない待遇の改善、労働環境の構築のため、新たな政策を実施すること。

- (3) 苫小牧市内の小児周産期医療を担う病院が減少してきている。今後、苫小牧市内で分娩できない可能性も考えられることから、現在、小児周産期医療を担う病院に対し、医療を継続してもらうための負担軽減策を検討すること。

### 3. 自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

#### (1) 自立支援と子どもの貧困対策

生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの充実の重要性が高まってきている。制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携させるため「ふくし総合相談窓口」を設置して対策を打っているが、プライバシーに配慮し更なる充実に向けて今後も強化すること。

#### (2) 高齢者等への生活支援の充実

苫小牧市においても人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立し、経済的な困難を抱える単身高齢者や制度の狭間で複合的な課題を抱える高齢者世帯も少なくありません。社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を更に推進すること。

また、関係団体の取り組みに対し経費面も含めた支援等を行うこと。

### 4. 暮らしの安心・安全の構築

- (1) ゼロカーボンの実現に向け、再生可能エネルギーの導入等について官民等で連携し、雇用・暮らしをはじめとした地域経済・社会への負の影響を最小化させる対策や、企業進出・雇用創出の実現をめざす対策を講じること。

- (2) 大規模自然災害発生時において、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を

休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、企業や住民にその内容を説明、周知すること。

- (3) 冬季間の除雪については、勤労者の健康と安心・安全を確保し、除雪車の台数を増やすなど、体制強化に努めること。

また、市民生活に影響がない場所に排雪するよう業者に指導すること。

## 5. 港湾荷役作業に伴う改善策・防災対策について

- (1) 苫小牧港の貨物の取扱量が減少傾向にあることから、利用促進に向けての対策を検討し、実施すること。

- (2) 苫小牧港の運営、施設管理を請け負う業者に対し、現在の物価上昇、苫小牧港の厳しい運営状況を踏まえ、実行的な施策を講じること。

- (3) 港湾内、港湾周辺の除雪について、助成制度の継続・維持と予算の向上を図ること

- (4) 港湾労働者が安心して働ける環境を整備し、2018年9月11日に発生した、胆振東部地震などの大規模災害発生時における、港湾関係者との一層の連携強化を図ること。特に津波警報の発令など、初動対応の統一化を図ること。

- (5) 物流・運送業界は貨物自動車運送業法改正の影響もあり、ドライバーの労働時間に関する規制が強化され労働環境が改善されつつあるが、労働時間が急に短縮されたことにより、今以上のドライバー確保と、車両確保が課題となっている。港湾の流通を守るため新たな対策の検討を行うこと。

## 6. 季節・建設労働者の雇用確保

- (1) 建設業を中心に全国の6割を占めている道内の季節労働者（3万6千人）に対しては、特例一時金を50日分に戻し冬期間の生活保障を確立するとともに、季節労働者の希望に沿った上で通年雇用化に向けた施策の充実を図るよう、国や道に対して働きかけると共に、苫小牧市において実施されている緊急雇用創出事業の拡充と継続を強く求めます。

## 7. 対外政策について

- (1) 苫小牧市は、市民の平和を願う強い気持ちが形となった「苫小牧市非核平和都市条例」が施行されています。この間、市として各種取り組みを継

続し、実施していることに敬意を表します。今後についても、継続した取り組みの実施を行うこと。

(2) 毎年繰り返して計画される米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地訓練移転は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、安心・安全に対する多くの市民の願いを踏みにじるものであり、今後の千歳基地での訓練実施の中止を求めること。また、訓練移転にあたっては、市街地上空を飛行させないため、防衛局に強く働きかけること。

(3) 「親善および友好」を口実とした米艦船の苫小牧港への入港は、軍事的利用を常態化させる危険なものである。「日米地位協定第5条」には、通告だけで自由に入港できるとの定めはないことから、市民の安心、安全のため、核兵器不搭載の有無だけで判断するのではなく、港湾管理者の権限として軍事目的である米艦船の寄港について認めないこと。

以 上